○東北地方整備局告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　六号

三　占用を制限する区域

いわき市小名浜住吉字浜道五六番一から同市小名浜住吉字飯塚一番一まで

四　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

五　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

六　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月二十八日

七　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の八第一項の規定による協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、平成二十八年四月二十一日から一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路一体建物の所在地

東京都新宿区新宿四丁目二六番三から同都渋谷区千駄ヶ谷五丁目九四一番一まで

二　道路一体建物の所有者になろうとする者の氏名又は名称

東日本旅客鉄道株式会社

三　協定の写しの閲覧の場所

東京都千代田区九段南一丁目二―一　九段第三合同庁舎

国土交通省　関東地方整備局　東京国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月二十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類及び路線名

一般国道　二十号

二　道路の位置

東京都新宿区新宿四丁目二六番四から同都新宿区西新宿一丁目一番二七まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　新宿高速バスターミナル株式会社　代表取締役社長　万代　典彦

住所　東京都渋谷区初台一丁目五一番一

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

駐車場の維持及び修繕

五　管理の期間

平成二十八年三月二十四日から当該施設の存続する日まで

国会事項

衆議院

議案提出

四月十九日議員から提出した議案は次のとおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案（井坂信彦外六名提出）

答弁書受領

四月十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員奥野総一郎提出国際金融経済分析会合の議事内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出無戸籍者支援のための専用カードに関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢提出米軍嘉手納基地周辺で高濃度の有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ）が検出された問題に関する質問に対する答弁書

報告書受領

四月十九日内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第二十五条第七項の規定に基づく平成二十八年（二千十六年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部の設置の報告

参議院

議事日程

四月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号

平成二十八年四月二十日（水曜日）

午前十時開議

第一　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案（衆議院提出）

第二　国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案送付（予備審査）

四月十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

会社法の一部を改正する法律案（大久保勉外九名発議）

答弁書受領

四月十九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生提出日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する第三回質問に対する答弁書（第九九号）

報告書提出

四月十九日委員長から次の報告書を提出した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案（衆第一八号）審査報告書

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）審査報告書

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案（閣法第三八号）審査報告書

報告書受領

四月十九日内閣から、災害対策基本法第二十五条第七項の規定に基づく平成二十八年（二千十六年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部の設置の報告を受領した。

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する（各通）　西岡喜久雄　藤川　直迪

田口富美夫　道下　安藏　若崎　龍利

従五位に叙する（各通）　秋山　修　稲井　力　内山　清一

大角　政幸　小宮山澄江　高橋　祐一

正八位　藤田　柔吉

藤田　玉一　山口　實

正六位に叙する（各通）　岡崎　定義　小山　清一　小森　英郎

平良眞佐教　高橋三千次　長岡　晃

藤野　光男

従六位に叙する（各通）　横山　茂

正七位に叙する（以上三月十四日）　三浦　光彦

（群馬大学名誉教授）

正四位に叙する　善波　丸夫

従四位に叙する　大山　博

正五位に叙する